

# 郡山商工スポーツ協会規約

## 第1条 名称

本協会は、郡山商工スポーツ協会と称し、郡山体育協会の所属団体とする。

## 第2条 目的

本協会は、郡山市を中心に就労する人たちの健全な身体と健康維持を目的として、軟式野球を通して本市体育振興に寄与することを目的とする。

## 第3条 事業

本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全国軟式野球連盟の試合方法による野球大会を開催する。
- (2) 基本的には当協会主催の大会を春に行い、郡山市体育協会との共催の大会を秋に行う。
- (3) 周年等の一環として、記念大会や記念事業を行うことができる。

## 第4条 運営

- (1) 運営方法は、大会ごとに「大会要項」を公表して実施をする。
- (2) 本協会への、チームの新規登録費用として10,000円を申し受ける。
- (3) 大会参加費用は、大会ごとに「大会要項」で通知する。
- (4) その他、各協賛団体、後援団体から補助金、寄付金を受けることができる。
- (5) 既納の参加費用は、基本的には返金しない。ただし、理事会での承認による特例措置により決議された場合は、これを優先する。
- (6) 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月末日を持って終了する。

## 第5条 運営役員

- (1) 本協会の運営を行うために、下記の役員を置く。

役職名	人数	備考
会長	1名	
副会長	1名	
会計	1名	
事務局	1名	
理事	10名以内	
会計監査	2名	

- (2) 本協会の補佐役として、相談役、顧問、監事、幹事、参与を置くことができる。
- (3) 大会運営の窓口として事務局を置くことができる。事務局は、どの役員でも兼務は可能とする。

## 第6条 任期

- (1) 本協会の役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 任期途中で役員変更が生じた場合は、理事会の承認の後、変更役員は暫定として就任し、翌年の総会で承認を得る。

## 第7条 役員改選

本協会の役員改選は、運営理事による自薦、他薦により理事会で人選し役員案を作成する。

## 第8条 運営会議

### (1) 三役会

会長、副会長、会計、事務局をもって、年度計画、会計、運営に関する骨子を作成する。

### (2) 理事会

運営役員、全役員で年度計画、会計、運営及び組織に関する内容を協議、審査承認を行う。この理事会で承認された内容を総会で審議する。ただし、緊急での運営が発生した場合、この理事会での承認事項で暫定運営を行うことができる。

### (3) 定期総会

毎年、春の大会の前に登録チーム代表による定期総会を開催し、前年度、本年度の活動及び会計の承認を得る。また、役員改選及び規約改定も総会の承認事項とする。

ただし、諸事情により会員の招集が困難な時は、通知により書面審議で決議をすることができる。

\* 定期総会の議長は、本協会の会長が行う。

### (4) 臨時会議

会長が必要とした場合、三役会、理事会、総会を臨時で招集することができる。

## 第9条 役員報酬

- (1) 本協会の役員は、ボランティアを基本とする。
- (2) 本協会の大会にかかる費用のうち、役員個人で負担した費用は領収書と明細をもって請求できる。
- (3) 後援団体、協賛団体の主催する会議に参加した場合は、その費用は、当会で負担する。
- (4) 後援団体、協賛団体に関する慶弔見舞金は、当会で負担する。
- (5) 大会運営の交通費として、運営委員に年度で謝礼として支給する。支給額は、三役で協議する。

## 第10条 表彰及び慶弔

- (1) 本協会の推進に尽くし、その功績が顕著と認められた場合、本人と団体を表彰することができる。
- (2) 本協会の役員に慶弔が発生した場合は、お祝い金、お見舞金、香典を送ることができる。

その金額は、三役で協議する。

※ その他、会長が認めた時

附則 この規約は2020年8月1日改正

この規約は2023年5月8日改正

この規約は2024年4月25日改正